

鹿児島県における施設・サービス圏域設定に 影響を及ぼす行政区域について

友清 貴和・田中 均・高附 剛生

(受理 平成6年5月31日)

A Study on the Administrative District Influences the Zoning of the Facility and Service Areas in Kagoshima

Takakazu TOMOKIYO, Hitoshi TANAKA, and Gousei TAKATSUKI

The purpose of this study is to investigate the relationship between the administrative district and the zoning of the facility and service areas.

First of all we divide the administrative district into seven types, then we make it clear how many correspondences between the administrative district and 34 facility and service areas by comparing each other. And after making it clear, we take notice of the historical transition of the administrative district, analyze how the administrative district is concerned with the facility and service areas.

As a result, we can see that the administrative district (divided into seven types in this study, particularly, city-county area) corresponds with a lot of facility and service areas. That is, we could understand that the administrative district is concerned with the facility and service areas so much, one of the reason for that is the influence of historical transition on the administrative district (including the type of the region crossing the city-county area). After this, it is necessary we analyze the zoning of the facility and service areas with a present view as well as an overall historical view.

1. 研究の背景

地域施設は、住民の様々な生活や活動が最も効率よく快適に営まれるよう建設・運営されるべきである。そのためには、施設の機能とサービス内容に合わせながら、その受益範囲を「計画圏域」として設定するのが一般的な手法である。しかし、公共施設の多くでは行政区域がサービスの受益範囲として先に設定された後、これに合わせて施設機能やサービス内容が決定されるといった、いわゆる計画手法の逆転がみられる。更に行政の許認可を必要とする私的施設・サービスの受益範囲でさえも、行政区域の枠組みの中で機能や規模が設定されるといった現状にある。

このように、地域施設及びサービスの計画に重要な

役割を果たしている行政区域は、現在既存のものとして疑われることなく地域施設計画が進められてきた。そこで、行政区域が歴史的にどのような成立過程を経てきたか、また、行政区域が施設及びサービス圏域とどのような整合性を持ち得るかを明らかにすることは地域施設計画の中で重要な課題である。

2. 研究の目的

本研究はこのような背景のもと、鹿児島県（本土のみ）を対象に取り上げ、分析を行う。

まず、各種施設・サービス圏域（以下施設圏域と略す）の現状を把握するために、行政区域が施設圏域とどのような整合性を有するかを明らかにする。

また、施設圏域設定に対して何らかの関与があると

思われる行政区域に着目し、行政区域の歴史的経緯と重ね合わせながら、そこに潜在的に存在するであろう構造について探究することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究における施設圏域の選定にあたっては、公的機関及び私的機関の有する圏域のうち、調査・収集できたもの34項目を挙げる。また行政区域に関してはその構成を7類型(A, B, C, D, E, F, G)に分類し、以下のように定義する。【図1】【表1】

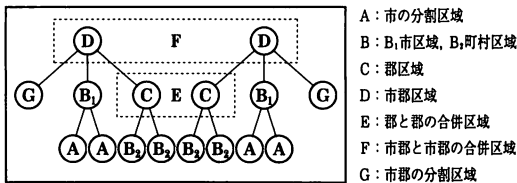
はじめに、行政区域の分類軸ごとに行政区域と施設圏域との重なりによる分析を行い、それぞれどの程度の整合性を有するかを明らかにする。

その上で分類軸ごとに、施設圏域との整合性が高い行政区域に着目し、何故そのように高い整合性を示すのか、行政区域の歴史的変遷による観点からその構造を明らかにする。

次に、施設圏域設定に対して最も影響力があると考えられる行政区域に着目し、その枠組みがどの程度施設圏域に関与しているかを明らかにする。

そして何故、そのようにその枠組みが施設圏域設定に対して潜在的な影響力をもつに至ったか、行政区域の歴史的変遷による観点からその構造を明らかにする。

また、その枠組みを逸脱する施設圏域においても行政区域の歴史的変遷による視点からの分析を試みる。



【図1】 行政区域の枠組みモデル

【表1】 本研究における行政区域の定義

行政区域の類型	定義
A型 市の分割区域	便宜上、市を更に複数に分割した区域
B型 市町村区域	現在の行政制度における最も最小の行政区域として機能している市・町・村のこと
C型 郡区域	過去においては行政区域として機能していたが、現在では地理的名称を残すのみとなっている。数町村を総括した地域である旧郡のこと
D型 市郡区域	市が市制施行にともなって旧郡から独立する以前に属していた旧郡区域のこと
E型 郡と郡の合併区域	隣接しあう郡区域複数が一まとまりとなった区域のこと
F型 市郡と市郡の合併区域	隣接しあう市郡区域複数が一まとまりとなった区域のこと
G型 市郡の分割区域	市郡区域内において、隣接しあう市町村複数のまとまりにより市郡区域を分割した区域のこと

4. 各施設圏域と行政区域との整合性に関する分析

類型ごとに、行政区域と施設圏域との重なりによって、その一致がみられる行政区域の抽出、また施設圏域項目の抽出を行い、各行政区域と各施設圏域とがどのような整合性を示すか明らかにする。

4-1. 行政区域A型と施設圏域との整合性【表2】

表に示すように、施設圏域との一致がみられる市・町の分割区域は、鹿児島市の分割区域(34項目中3)、川内市の分割区域(34項目中2)、また鹿屋市、串木野市、加世田市の分割区域(それぞれ34項目中1)となっている。その他の7市59町においては分割区域と施設圏域の一致はみられない。

一方、市の分割区域との一致がみられる施設圏域は、商工会議所(2区域)、宅配便(1区域)、郵便番号(5区域)となっており、施設圏域3項目において市の分割区域との一致がみられる。その他31項目においては一致がみられない。

このように5市の分割区域においてのみ一致がみられ、町を分割した区域はみられない。また一致する施設圏域もわずかである。

4-2. 行政区域B型と施設圏域との整合性【表3】

表に示すように、施設圏域との一致がみられる市・町・村区域は、垂水市、鹿屋市(それぞれ34項目中8)、串木野市(34項目中6)、鹿児島市、枕崎市、出水市、阿久根市(それぞれ34項目中5)、指宿市、川内市、喜入町(それぞれ34項目中4)、加世田市、川辺町(それぞれ34項目中3)となっている。またこの他の18市町村において34項目中2、41市町村において34項目中1、一致がみられる。このように全ての市町において一致がみられる。

一方、市・町区域との一致がみられる施設圏域は商工会議所(69区域)、ごみ焼却、福祉事務所(それぞれ12区域)、県議会議員選挙区(9区域)などとなっており、施設圏域14項目において市・町との一致がみられる。しかし、この他の20項目においては一致がみられない。

このように市町において少なからず1項目以上の一致がみられるのは、商工会議所圏域が鹿児島市、川内市を除いて市町単位で構成されているからである。

4-3. 行政区域C型と施設圏域との整合性【表4】

表に示すように、施設圏域との一致がみられる郡区域は、曾於郡(34項目中13)、日置郡(34項目中3)、

【表2】 施設圏域と市の分割区域との整合

施設・サービス 圏域項目	圏域数	鹿児島市	川内市	鹿屋市	串木野市	加世田市	一致数
		分割	分割	分割	分割	分割	
商工会議所・商工会	73	○	○				2
農業改良普及所	21						0
県議会議員選挙区	20						0
J A	19						0
福祉事務所	19						0
観光アドバイザーセンター	17						0
医師会	16						0
土木事務所	13						0
(国税)税務署	9						0
耕地事務所	9						0
農林事務所	9						0
(県税)経務事務所	6						0
家畜保健衛生所	6						0
農業指導所	4						0
国民金融公庫	2						0
警察署管轄	22						0
ごみ焼却	23						0
保健所	12						0
し尿処理	21						0
公共職業安定所	11						0
宅急便(ヤマト運輸)	26	○					1
消防組合	17						0
郵便番号	33	○	○	○	○	○	5
火葬場	23						0
伝染病隔離病舎	9						0
西本願寺	10						0
公立高校学区	10						0
東本願寺	6						0
社会福祉事務所(国民年金)	4						0
患者輸送タクシー	4						0
青果物流通圏	3						0
社会福祉事務所(厚生年金)	4						0
水産業改良普及所	5						0
市外局舎	6						0
一致数		3	2	1	1	1	8

【表3】 施設圏域と市町村区域との整合

施設・サービス 圏域項目	圏域数	鹿児島市	指宿市	加世田市	大川町	川内町	串木野町	樋内町	阿久根町	出水町	野田町	高尾町	大口町	財部町	末吉町	有明町	鹿屋市	高平町	高田町	佐多町	その他	一致数
		商工会議所・商工会	73	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
農業改良普及所	21																					0
県議会議員選挙区	20		○																			0
J A	19																					9
福祉事務所	19																					0
観光アドバイザーセンター	17	○																				12
医師会	16																					5
土木事務所	13																					4
(国税)税務署	9																					0
耕地事務所	9																					0
農林事務所	9																					0
(県税)経務事務所	6																					0
家畜保健衛生所	6																					0
農業指導所	4																					0
国民金融公庫	2																					0
警察署管轄	22																					0
ごみ焼却	23	○	○	○																		12
保健所	12																					1
し尿処理	21																					4
公共職業安定所	11																					0
宅急便(ヤマト運輸)	26																					3
消防組合	17																					4
郵便番号	33		○																			1
火葬場	23																					6
伝染病隔離病舎	9																					0
西本願寺	10																					0
公立高校学区	10																					0
東本願寺	6																					0
社会福祉事務所(国民年金)	4																					0
患者輸送タクシー	4																					0
青果物流通圏	3																					0
社会福祉事務所(厚生年金)	4																					0
水産業改良普及所	5																					0
市外局舎	6																					0
一致した数(34項目)		5	2	4	4	3	5	2	2	3	6	2	4	2	5	2	2	2	2	2	2	138

【表4】 施設圏域と郡区域との整合

施設・サービス 圏域項目	圏域数	鹿児島郡	指宿郡	川辺郡	日置郡	薩摩郡	出水郡	伊佐郡	始良郡	曾於郡	肝属郡	一致数
		商工会議所・商工会	73									
農業改良普及所	21											0
県議会議員選挙区	20		○	○	○	○				○	○	7
J A	19											0
福祉事務所	19		○	○							○	4
観光アドバイザーセンター	17											0
医師会	16					○	○					3
土木事務所	13											1
(国税)税務署	9											1
耕地事務所	9											1
農林事務所	9											1
(県税)経務事務所	6											1
家畜保健衛生所	6											1
農業指導所	4											0
国民金融公庫	2											0
警察署管轄	22											0
ごみ焼却	23											0
保健所	12									○		1
し尿処理	21											0
公共職業安定所	11										○	1
宅急便(ヤマト運輸)	26				○							1
消防組合	17											1
郵便番号	33											0
火葬場	23											0
伝染病隔離病舎	9											0
西本願寺	10									○		1
公立高校学区	10											0
東本願寺	6											0
社会福祉事務所(国民年金)	4											0
患者輸送タクシー	4											0
青果物流通圏	3											0
社会福祉事務所(厚生年金)	4											0
水産業改良普及所	5											0
市外局舎	6											0
一致数		0	2	2	3	2	1	0	0	13	2	25

揖宿郡、川辺郡、薩摩郡、肝属郡(それぞれ34項目中2)、出水郡(34項目中1)となっており、以上の7郡においては一致がみられる。しかし、鹿児島郡、伊佐郡、始良郡においては施設圏域との一致がみられない。

一方、郡区域との一致がみられる施設圏域は県議会議員選挙区(7区域)、福祉事務所(4区域)、医師会(3区域)、他に施設圏域11項目(それぞれ1区域)となっており、以上の14項目において郡区域との一致がみられる。しかしこの他の20項目においては一致がみられない。

4-4. 行政区域D型と施設圏域との整合性【表5】

表に示すように、施設圏域との一致がみられる市郡区域は、大口伊佐市郡(34項目中15)、出水市郡、曾於市郡、(それぞれ34項目中13)、指宿市郡、日置市郡(それぞれ34項目中9)、鹿児島市郡、肝属市郡(それぞれ34項目中8)、川辺市郡(34項目中7)、始良市郡(34項目中6)、薩摩市郡(34項目中4)であり、すべての市郡区域において一致がみられる。

一方、市郡区域との一致がみられる施設圏域は、国税税務署、耕地事務所(それぞれ8区域)、保健所、公共職業安定所、土木事務所(それぞれ7区域)など

となっており、24項目において市郡区域との一致がみられる。しかし、他の10項目においてはみられない。

このようにD型はE型と比較すると顕著に多くみられる。これは市が郡から独立する以前の形態である郡区域(本論の市郡区域)が圏域設定に何らかの影響を与えているからだと思われる。

4-5. 行政区域E型と施設圏域との整合性【表6】

表に示すように、施設圏域との一致がみられる郡と

【表5】 施設圏域と市郡区域との整合

Table with 12 columns: 施設・サービス圏域項目, 鹿児島市郡, 指宿市郡, 川辺市郡, 日置市郡, 薩摩市郡, 出水市郡, 大伊佐市郡, 始良市郡, 曾於市郡, 肝属市郡, 一致数. Lists various facilities like 商工会議所, 農薬改良普及所, etc.

【表6】 施設圏域と郡と郡の合併区域との整合

Table with 4 columns: 施設・サービス圏域項目, 圏域数, 鹿児島市郡, 日置市郡, 一致数. Compares facility counts with regional counts for 鹿児島市郡 and 日置市郡.

郡との合併区域は、薩摩郡と出水郡の合併区域、始良郡と伊佐郡の合併区域、日置郡と鹿児島郡の合併区域の3区域においてのみである。

一方、郡と郡との合併区域との一致がみられる施設圏域は、福祉事務所のみであり、この他の33項目においてはみられない。

このように郡と郡との合併区域と施設圏域との整合はわずかにみられるだけである。

4-6. 行政区域F型と施設圏域との整合性【表7】

表に示すように、施設圏域との一致がみられる市郡と市郡の合併区域は、曾於市郡と肝属市郡の合併区域、大口伊佐市郡と始良市郡の合併区域(それぞれ34項目中5)、出水市郡と薩摩市郡の合併区域(34項目中4)、指宿市郡と川辺市郡の合併区域(34項目中2)、また鹿児島市郡、日置市郡と指宿市郡の合併区域、鹿児島市郡と指宿市郡の合併区域、鹿児島市郡と日置市郡の合併区域、指宿市郡と川辺市郡の合併区域、出水市郡、薩摩市郡と大口市郡の合併区域、鹿児島郡、川辺郡と指宿郡の合併区域(それぞれ34項目中1)である。

一方、市郡と市郡の合併区域との一致がみられる施設圏域は家畜保健衛生所(5区域)、養蚕指導所(4

【表7】 施設圏域と市郡と市郡の合併区域との整合

Table with 13 columns: 施設・サービス圏域項目, 圏域数, 曾於市郡, 大口伊佐市郡, 出水市郡, 指宿市郡, 鹿児島市郡, 日置市郡, 川辺市郡, 指宿市郡, 鹿児島市郡, 出水市郡, 鹿児島市郡, 一致数. Lists facilities and their counts across various regional mergers.

区域)、東本願寺(3区域)、県税総務事務所、社会保険国民年金事務所、社会保険厚生年金事務所(それぞれ2区域)、耕地事務所、国民金融公庫、患者輸送タクシー、青果物流通圏、市外局番(それぞれ1区域)となっており、11項目において市郡と市郡の合併区域との一致がみられる。しかし、この他の23項目においては一致がみられない。

4-7. 行政区域G型と施設圏域との整合性【表8】

表に示すように、施設圏域との一致がみられる市郡の分割区域は、薩摩市郡の分割区域(34項目中14)、始良市郡(34項目中13)、川辺市郡、肝属市郡(それぞれ34項目中12)、日置市郡(34項目中10)、指宿市郡、出水市郡、曾於市郡(それぞれ34項目中7)、鹿児島市郡(34項目中1)となっており、大口伊佐市郡を除く9市郡において一致がみられる。

一方、市郡の分割区域との一致がみられる施設圏域は農業改良普及所、警察署管轄(それぞれ8区域)、消防組合、郵便番号、火葬場(それぞれ7区域)、視聴覚ライブラリーセンター、ごみ焼却、宅配便(それぞれ6区域)などとなっており、18項目において市郡の分割区域との一致がみられる。しかし、この他の16項目においては一致がみられない。

【表8】 施設圏域と市郡の分割区域との整合

施設・サービス圏域項目	鹿児島市郡											一致数
	圏域数	分割	分割	分割	分割	分割	分割	分割	分割	分割	分割	
商工会議所・商工会	73											0
農業改良普及所	21	○	○	○	○	○						1
県議会議員選挙区	20										○	8
1-A	19			○		○					○	4
福祉事務所	19										○	0
視聴覚ライブラリーセンター	17			○	○	○				○	○	6
医師会	16	○	○									3
土木事務所	13					○				○		3
(国税)税務署	9											0
耕地事務所	9											0
農林事務所	9											0
(県税)総務事務所	6											0
家畜保健衛生所	6											0
業者指導所	4											0
国民金融公庫	2											0
警察署管轄	22	○		○	○	○	○			○	○	8
ごみ焼却	23		○	○	○	○						2
保健所	12					○					○	2
し尿処理	21		○	○	○	○	○			○	○	8
公共職業安定所	11										○	2
宅急便(ヤマト運輸)	26			○	○	○	○					6
消防組合	17		○	○	○	○	○				○	7
郵便番号	33			○	○	○	○			○	○	7
火葬場	23		○	○	○	○	○			○	○	7
伝染病隔離病舎	9		○		○	○						3
西本願寺	10			○		○						2
公立高校学区	10											0
東本願寺	6											0
社会保険事務所(国民年金)	4											0
患者輸送タクシー	4											0
青果物流通圏	3											0
社会保険事務所(厚生年金)	4											0
水産業改良普及所	5											0
市外局番	6											0
一致数		1	7	12	10	14	7	0	13	7	12	83

5. 各行政区域の歴史的経緯に関する分析

各行政区域において、4章の分析により得られた施設圏域との整合性が高い行政区域に着目し、何故そのように高い値を示すのか、行政区域の歴史的変遷からの視点により、その構造を明らかにする。そこで、施設圏域との整合性が高い行政区域において以下の2指標による歴史的な関係性が存在するかどうかを明らかにする。

- ・市町村区域成立過程における離散・合併
合併や編入を伴わず市制・町制・村制を単独で施行した市町村であるかどうか。または旧市町村区域と一致する市町村であるかどうか。
- ・郡区域変遷

旧郡区域と一致する市町村であるかどうか。以上の2指標によって各行政区域ごとに分析を行う。

まず、市の分割区域において、市の分割区域と施設圏域との一致がみられるのは鹿児島市、川内市、鹿屋市、串木野市、加世田市であるが、歴史的な関係性が存在すると思われるのは鹿児島市における旧鹿児島市、旧谷山市、川内市における旧川内市、旧古城町である。

次に市町村区域において、各市・町・村区域と施設圏域との一致が3件以上みられた市・町・村区域を抽出したものを市町村名で表記する。【表9】

表にみられるように、歴史的な関係性が存在するのは町制、市制を単独で施行している町村が目立つ。また垂水市区域は旧北部大隅区域と重複することは注目に値する。逆に鹿児島市など施設圏域との一致が歴史的要因によるものではないと思われる市町に関しては、より今日的な指標によって施設圏域がこれらの市町村区域に設定されたと思われる。

次に郡区域においては、施設圏域と郡区域との一致

【表9】 施設圏域と一致する市町区域とその歴史的関係

市・町区域との一致が多くみられた圏域	件数	歴史的な関係性
垂水市	8	旧新城村を除く旧北部大隅郡
鹿屋市	8	S16周辺地域の強い希望による合併により市制施行
串木野市	6	M22村制、S10町制、S25市制実施をすべて単独で施行
枕崎市	5	T12町制、S24市制実施を単独で施行
阿久根市	5	T12町制、S24市制実施を単独で施行
喜入町	4	M22村制、S31町制実施を単独で施行
鹿児島市	5	歴史的な関係性がみられない
指宿市	4	〃
川内市	4	〃
加世田市	3	〃
川辺町	3	〃

【表10】施設圏域と一致する市郡の分割区域とその歴史的関係

市郡区分	施設圏域と一致する市郡の分割区域	件数	歴史的な関係性	
鹿児島市郡 指宿市郡	桜島・鹿児島の一部	1	歴史的な関係性がみられない	
	開聞・願娃	4	旧願娃郡	
	指宿・山川・開聞・願娃	1	旧願娃郡+旧掛宿郡	
	指宿・山川	1	旧掛宿郡	
	喜入・指宿・山川	2	歴史的な関係性がみられない	
	喜入・指宿	1	〃	
	開聞・山川	1	〃	
	喜入・指宿・開聞・山川	1	〃	
	願娃・開聞・山川	1	〃	
	願娃・喜入	1	〃	
	指宿・山川・開聞	1	〃	
	川辺市郡	加世田・川辺・枕崎・坊津・大浦・笠沙	1	旧川辺郡
		知覧・枕崎・坊津	4	歴史的な関係性がみられない
坊津・枕崎		3	〃	
川辺・知覧		3	〃	
加世田・枕崎・坊津・大浦・笠沙		1	〃	
加世田・川辺・坊津・笠沙		1	〃	
川辺・加世田・大浦・笠沙		1	〃	
川辺・知覧・枕崎・坊津		1	〃	
加世田・川辺・知覧・大浦・笠沙		1	〃	
加世田・大浦・笠沙		1	〃	
笠沙・大浦の一部		1	〃	
日置市郡		串木野・市来・東市来・郡山・伊集院・日吉・松元・吹上	2	歴史的な関係性がみられない
		串木野・市来・東市来	2	〃
	日吉・吹上・金峰	2	〃	
	串木野・市来・東市来・伊集院・松元・郡山	1	〃	
	市来・東市来・伊集院・松元・郡山・日吉・吹上	1	〃	
	串木野・市来・東市来・伊集院・日吉	1	〃	
	郡山・伊集院・松元・日吉	1	〃	
	東市来・伊集院・松元・日吉・吹上	1	〃	
	串木野・市来	1	〃	
	東市来・郡山・伊集院・日吉・松元・吹上	1	〃	
	市来・東市来・伊集院・松元	1	〃	
	薩摩市郡	鶴田・薩摩・祁答院・宮之城	4	旧南伊佐郡
		川内・東郷・樋脇・人來	3	旧高城郡+旧薩摩郡
鶴田・薩摩・祁答院・宮之城・人來		8	歴史的な関係性がみられない	
川内・東郷・樋脇		7	〃	
川内・東郷		1	〃	
鶴田・薩摩・祁答院・宮之城・人來・樋脇		1	〃	
祁答院・宮之城・樋脇・人來・東郷		1	〃	
東郷・宮之城・祁答院・樋脇・人來		1	〃	
出水市郡		出水・高尾野・野田	4	歴史的な関係性がみられない
		阿久根・長島・東	3	〃
	長島・東	2	〃	
	阿久根・野田・高尾野	2	〃	
	出水・高尾野・野田・阿久根	1	〃	
	長島・東・阿久根・高尾野・出水	1	〃	
	始良市郡	国分・福山・霧島・隼人	4	旧西曾於郡
		吉松・栗野・横川・牧園	3	旧桑原郡
蒲生・始良・加治木・溝辺・隼人・霧島・国分・福山		2	旧始良郡+旧西曾於郡	
蒲生・始良・加治木・溝辺		1	旧始良郡	
隼人・牧園・霧島・国分・福山		1	旧西曾於郡	
蒲生・始良・加治木・溝辺・隼人		1	旧始良郡	
霧島・国分・福山		1	旧西曾於郡	
隼人・横川・牧園・霧島・栗野・吉松・国分・福山		1	旧桑原郡+旧西曾於郡	
蒲生・始良・加治木・溝辺・隼人・横川・牧園・霧島・栗野・吉松		1	歴史的な関係性がみられない	
蒲生・始良・加治木・溝辺・隼人・横川・牧園・栗野・吉松・国分・福山		1	〃	
蒲生・始良・加治木・溝辺・横川		1	〃	
隼人・国分・福山		1	〃	
横川・牧園		1	〃	
栗野・吉松		1	〃	
溝辺・吉松・牧園・栗野・吉松		1	〃	
蒲生・始良・加治木		1	〃	
栗野・横川・牧園		1	〃	
国分・福山		1	〃	
溝辺・横川・栗野・吉松・牧園		1	〃	
蒲生・始良・加治木・隼人		1	〃	
曾於市郡		志布志・有明・大崎	5	歴史的な関係性がみられない
		輝北・大隅・松山・末吉・財部	3	〃
		松山・大隅・輝北	1	〃
	末吉・財部	1	〃	
	志布志・大崎・輝北・松山・末吉・大隅	1	〃	
	志布志・有明・大崎・輝北・松山・末吉・大崎	1	〃	
	松山・大隅・末吉	1	〃	
	松山・有明・志布志・大崎の一部	1	〃	
	輝北・大隅・末吉・大崎の一部	1	〃	
	肝属市郡	大根占・根占・田代・佐多	6	旧大隅郡の一部
串良・東串良・高山・内之浦・吾平		6	鹿児島市を除く旧肝属郡	
鹿屋・串良・東串良・高山・吾平・内之浦・大根占・根占・田代・佐多		1	旧肝属郡+旧大隅郡	
垂水・大根占・根占・田代・佐多		1	旧大隅郡	
大根占・根占・田代・佐多・鹿屋の一部		1	旧大隅郡+肝属郡の一部	
垂水・鹿屋		1	歴史的な関係性がみられない	
垂水・鹿屋・串良・東串良・内之浦・大根占・根占・田代・佐多		1	〃	
垂水・鹿屋・串良・東串良・高山・吾平・内之浦		1	〃	
垂水・鹿屋・吾平		1	〃	
根占・大根占・田代		1	〃	
串良・東串良・高山・内之浦		1	〃	
垂水・鹿屋の一部	1	〃		

が高い値を示すのは曾於郡である。これは過去において曾於郡から独立して市制施行した市が存在しないために、大正10年に廃止された郡制の区域が今に残っているためと思われる。

市郡区域においては、施設圏域と市郡区域の整合が全体的に高い値を示し、中でも大口伊佐市郡、出水市郡はとりわけ高い値を示す。その理由として、出水郡は古来の郡区域から全く変遷せずに今日に至ったため、求心力のある行政区域となっていると思われる。しかし、大口伊佐市郡は明治22年に郡区域変更がなされたという経緯があるため、それほど行政区域変遷過程におけるしがらみが存在するとはいえない。

また郡と郡の合併区域、市郡と市郡の合併区域においては特に歴史的な関係性はみられない。

最後に、市郡の分割区域において施設圏域と一致がみられた市郡分割区域を市町村名で表記する。【表10】

表に示されるように、施設圏域と一致する市郡の分割区域においても、旧郡区域の影響が色濃く残っていることがわかる。

6. 市郡区域の枠組みと施設圏域との整合に関する分析

4章における分析の結果、市郡区域の枠組みが施設

圏域設定に何らかの影響を及ぼしているのではないかと推測できる。

そこで、市郡区域を1つの枠組みとして捉え、その視点から各行政区域の分類軸が施設圏域とどの程度の整合率を有するかを分析し、さらに総合的に市郡区域の枠組みが施設圏域設定にどの程度の影響力を及ぼしているかを判断する。

まず、各施設圏域34項目と行政区域7類型との分析を行い、その結果を示す。【表11】

最も整合率の高い値を示すものはG型30.6%であり、次いでB型27.6%、D型18.7%、F型4.5%、A型4.1%（町・村の分割型はみられなかった）、C型2.4%で、最も低い値がE型0.6%であった。

このことから分類軸の相互関係をみると、A、C、E型が少なく、G型が全体の3割以上を占めることがわかる。B型においても高い値を示すが、前述の通りこれは特異例（商工会議所）が存在するためである。また、C型25圏域に対してD型92圏域、E型3圏域に対してF型22圏域と、いずれも市郡型が大きく上回ることは注目に値する。

そして、市郡区域の枠組みの視点で判断すると、市郡区域を越境しない、つまり市郡区域の境界線を横断しない圏域は施設項目にして15/34項目、総圏域数で

【表11】 市郡区域の枠組みと施設圏域との整合

施設・サービス 圏域項目	圏域数	市郡区域枠組み												計		その他の 圏域数						
		Aとの		Bとの		Cとの		Dとの		Eとの		Fとの						Gとの				
		一致数	%	一致数	%	一致数	%	一致数	%	一致数	%	一致数	%	一致数	%	一致数	%					
商工会議所・商工会	73	4	5.5	69	94.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	73	100.0	0	0.0	
農業改良普及所	21	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	9.5	0	0.0	0	0.0	19	90.5	21	100.0	0	0.0	0	0.0	
県議会議員選挙区	20	0	0.0	9	45.0	(1)	5	30.0	3	15.0	0	0.0	0	0.0	2	10.0	20	100.0	0	0.0	0	0.0
J A	19	0	0.0	8	42.1	0	0.0	6	31.6	0	0.0	0	0.0	5	26.3	19	100.0	0	0.0	0	0.0	
福祉事務所	19	0	0.0	12	63.2	(1)	3	15.8	1	5.3	3	15.8	0	0.0	0	0.0	19	100.0	0	0.0	0	0.0
聴覚リハビリセンター	17	0	0.0	5	29.4	0	0.0	3	17.7	0	0.0	0	0.0	9	52.9	17	100.0	0	0.0	0	0.0	
医師会	16	0	0.0	3	18.8	(1)	2	12.5	5	31.3	0	0.0	0	0.0	6	37.5	16	100.0	0	0.0	0	0.0
土木事務所	13	0	0.0	0	0.0	(1)	0	7.7	7	53.8	0	0.0	0	0.0	6	46.2	13	100.0	0	0.0	0	0.0
(国税)税務署	9	0	0.0	0	0.0	(1)	0	0.0	8	88.9	0	0.0	1	11.1	0	0.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0
耕地事務所	9	0	0.0	0	0.0	(1)	0	0.0	8	88.9	0	0.0	1	11.1	0	0.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0
農林事務所	9	0	0.0	0	0.0	(1)	0	0.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0
(黒根)総務事務所	6	0	0.0	0	0.0	(1)	0	0.0	3	50.0	0	0.0	3	50.0	0	0.0	6	100.0	0	0.0	0	0.0
家畜保健衛生所	6	0	0.0	0	0.0	(1)	0	0.0	2	33.3	0	0.0	4	66.6	0	0.0	6	100.0	0	0.0	0	0.0
農業指導所	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	0	0.0	
国民金融公庫	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	
警察署管轄	22	0	0.0	2	9.1	0	0.0	2	9.1	0	0.0	0	0.0	19	86.4	21	95.5	1	4.5	1	4.5	
ごみ焼却	23	0	0.0	12	50.0	0	0.0	2	8.3	0	0.0	0	0.0	8	33.4	22	91.7	2	8.3	2	8.3	
保健所	12	0	0.0	1	8.3	(1)	0	0.0	7	58.8	0	0.0	0	0.0	3	25.0	11	91.7	1	8.3	1	8.3
し尿処理	21	0	0.0	4	19.0	0	0.0	1	4.8	0	0.0	0	0.0	14	66.7	19	90.5	2	9.5	2	9.5	
公共職業安定所	11	0	0.0	0	0.0	(1)	0	0.0	7	63.6	0	0.0	0	0.0	3	27.3	10	90.1	1	9.1	1	9.1
宅急便(ヤマト運輸)	26	6	22.3	3	11.1	1	3.7	1	3.7	0	0.0	0	0.0	14	51.9	25	92.6	2	7.4	2	7.4	
消防組合	17	0	0.0	3	17.6	(1)	0	0.0	2	11.8	0	0.0	0	0.0	10	58.8	15	88.2	2	11.8	2	11.8
郵便番号	33	10	31.3	1	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	46.9	26	81.3	6	18.7	6	18.7	
火葬場	23	0	0.0	6	26.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	47.8	17	74.0	6	26.0	6	26.0	
佐栄納骨堂組合	9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	22.2	0	0.0	0	0.0	4	44.4	6	66.6	3	33.3	3	33.3	
西本願寺	10	0	0.0	0	0.0	(1)	0	0.0	5	50.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0	7	70.0	3	30.0	3	30.0
公立高枝校区	10	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	40.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	40.0	6	60.0	6	60.0	
東本願寺	6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7	0	0.0	2	33.3	0	0.0	3	50.0	3	50.0	3	50.0	
社会福祉事務所(国民年金)	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0	3	75.0	
患者輸送タクシー	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	2	50.0	2	50.0	
青果物卸売場	3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	0	0.0	1	33.3	2	66.7	2	66.7	
社会福祉事務所(国民年金)	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0	3	75.0	
水産業改良普及所	5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	1	20.0	4	80.0	4	80.0	
市外局舎	6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7	0	0.0	1	16.7	5	83.3	5	83.3	
計	493	20	4.1	136	27.6	(13)	12	(2.6)	2.4	92	18.7	3	0.6	22	4.5	151	30.6	436	88.4	57	11.6	

曾於郡においては市が存在しないため市郡区域=郡区域のことであるが、ここでは便宜上市郡区域に所属させた。C型における()は曾於郡のことを示す。

は436/493圏域・88.4%もの極めて高い数値を示した。逆にその他の圏域、即ち市郡区域の境界線を横断する圏域は項目にして19/34項目、総圏域数にして57/493圏域・11.6%に留まった。

以上の分析により、市郡区域の枠組みと施設圏域との整合は極めて高く、市郡区域を越境する圏域はごくわずかであることがわかった。つまり、市郡区域の枠組みと施設圏域との間には何らかの関連性が存在することが伺える。

7. 市郡区域の歴史の変遷に関する分析

次に施設・サービス圏域と市郡区域との潜在的な相関関係を見いだすため、市郡区域の歴史の変遷からの視点により、その構造を明らかにする。

まず、市郡区域の歴史の変遷を追う。【表12】

市郡区域は現在の制度では行政区域としては存在せず、市が郡から独立する以前の形態であった郡区域のことを指す。その郡区域の区画が確定したのは明治29年のことである。郡は古来から行政区として適用され、明治12年、郡区町村編成法施行に伴い、江戸時代における郡の区画をほぼ踏襲し、県と町村の中間的な役割を担う行政区域として確立した。その後何回かの郡区

【表12】 市郡区域（郡区域）の歴史の変遷

江戸末期	明治12年		明治22年		明治29年	大正10年	平成5年
郡名	郡名		郡名		郡名	郡名	市郡名
	郡役所区域	郡役所区域	郡役所区域	郡役所区域			
鹿児島郡	鹿児島郡	鹿児島郡	鹿児島郡 ¹⁾	鹿児島郡 ¹⁾	鹿児島郡 ¹⁾	鹿児島郡 ¹⁾	鹿児島市郡
谷山郡	谷山郡	谷山郡	谷山郡	谷山郡	鹿児島郡 ¹⁾	鹿児島郡 ¹⁾	鹿児島市郡
			北大隅郡 ²⁾				
揖宿郡	揖宿郡	揖宿郡	揖宿郡	揖宿郡	揖宿郡	揖宿郡	揖宿市郡
頭姪郡	頭姪郡	頭姪郡	頭姪郡	頭姪郡	揖宿郡	揖宿郡	揖宿市郡
給黎郡	給黎郡	給黎郡	給黎郡	給黎郡	揖宿郡	揖宿郡	揖宿市郡
河辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺市郡
阿多郡	阿多郡	阿多郡	阿多郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置市郡
日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置市郡
出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水市郡
高城郡	高城郡	高城郡	高城郡	高城郡	高城郡	高城郡	高城市郡
薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩市郡
伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	南伊佐郡	北伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐市郡
菱刈郡	菱刈郡	菱刈郡	菱刈郡	菱刈郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐市郡
始良郡	始良郡	始良郡	始良郡	始良郡	始良郡	始良郡	始良市郡
桑原郡	桑原郡	桑原郡	桑原郡	始良郡	始良郡	始良郡	始良市郡
噺咲郡	噺咲郡	噺咲郡	西噺咲郡	北噺咲郡	噺咲郡	噺咲郡	噺咲市郡
諸県郡	諸県郡	諸県郡	北諸県郡	噺咲郡	噺咲郡	噺咲郡	噺咲市郡
肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属市郡
大隅郡	大隅郡	大隅郡	南大隅郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属市郡

注1) 鹿児島郡に鹿児島市を含める。2) 大隅郡からの編入

画改正を経て、明治29年に現在の市を含めた郡区域が形成された。その後、大正10年に郡制が廃止されるまで、郡は行政区域として機能していたのである。

次に明治22年の市制、町村制施行以降の市町村の離散合併を各市郡区域の視点でみてみる。【表13】

現在の県本土71市町村に至る明治22年から平成5年までの105年間に、合併・分割合併が59件、また分村・境界線変更が82件行われた。一方、市郡境界線を横断して合併に至ったのはわずかに1件（現輝北町のこと、昭和31年合併時に所属郡を変更）のみである。

このように各市郡区域内においては、市町村は活発に離散合併が行われ、流動的に変遷している。しかし、逆に郡（市郡）区域はこの市町村変遷の激動にもかかわらず、明治29年、遡れば明治22年郡役所管轄区域が設定されてから大正10年までの33年間は区画を変更しておらず、安定した中で郡内の町村を統轄したものである。その上、大正10年郡制度が廃止されたために、かえってその区域のみが時間軸上停止した形で存続し、市郡区域の枠組みが普遍的強固なものとして今日に残っていると思われる。

8. 市郡区域を越境する施設圏域に関する分析

施設・サービス圏域で市郡区域の枠組みを越境する圏域を抽出したものを市町村名で表記し、何故、市郡区域の枠組みを越境するのか、行政区域の歴史の変遷からの視点により、その歴史的な関係性（旧郡区域と一致する市町村であるかどうか、独立して市制・町村制を施行した市町村であるかどうか、市町村成立過程に

【表13】 各市郡区域内における市町村離散合併

市郡名	分割合併 ¹⁾	合併 ²⁾	分村	境界線変更 ³⁾	市制	町村制	改名
鹿児島市郡	-	5	-	1	1	3	-
揖宿市郡	2	1	2	1	1	5	-
川辺市郡	-	2	1	7	2	7	4
日置市郡	4	3	-	2	1	6	6
薩摩市郡	3	12	6	1	1	7	2
出水市郡	-	4	2	10	2	8	5
伊佐市郡	-	4	2	6	1	3	1
始良市郡	4	5	1	12	1	13	4
曾於市郡	3	3	4	18	-	7	3
肝属市郡	-	4	-	6	2	9	4
計	16	43	18	64	12	68	29
その他(市郡区域を越境)	-	1	-	9	-	-	-

(数値は件数)

注1) 分割合併は分割された町村が合併後にその存在をなくすもの

注2) 合併とは町村規模の合併（対等合併と編入合併を含む）

注3) 境界線変更とは地域規模の合併で境界線変更した後も町村が存在するもの

【表14】 市郡区域を越境する圏域とその歴史的関係

市郡区域の枠組みを越境する圏域	件数	歴史的な関係性
吹上町・金峰町	4	旧阿多郡
金峰町	4	旧阿多郡の一部
串木野市	4	村制、町制、市制を単独施行
吉松町・栗野町・横川町・牧園町	2	旧桑原郡
吉松町・栗野町	1	旧桑原郡の一部
溜生町・始良町・加治木町・溝辺町・華人町	1	旧始良郡
鹿児島市の一部（旧谷山村）	1	旧谷山郡
川内市の一部（旧高城村）	1	旧高城郡
輝北町	2	郡圏域を越えた合併
財部町	4	宮崎県と隣接し、宮崎県に似た風土がある
財部町・末吉町	1	
鶴田町・薩摩町	1	鶴田町はS29町村合併に反対、 桜島町はS29の町村合併促進法 において自立を希望し合併に反 対、吉田町は鹿児島市との合併 を希望したが当時は破綻
薩摩町・祁答院町・吉田町	1	
吉田町	4	
吉田町・桜島町	1	
桜島町	2	
東串良町	1	S29町村合併に反対し自立希望
松元町・喜入町・郡山町	1	松元町はS29伊集院町との町村 合併に反対し自立希望、郡山町 は鹿児島市との合併が破綻
郡山町	1	
松元町・喜入町	1	
垂水市の一部（旧牛根村）	1	旧北部大隅郡
垂水市	1	
知覧町	1	S7単独町制施行
国分市	1	境界変更が多くみられる
福山町	1	S4単独町制施行
鹿児島市（甲突川以南）	1	歴史的な関係性がみられない
知覧町の一部	1	◇
串木野市・市来町	1	◇

における離散・合併で異論を唱えた市町村であるかどうか）を明らかにする。【表14】

表にみられるように、市郡区域を越境する圏域さえも旧郡区域と一致するという構造がみえる。とりわけ、吹上・金峰町と吉松・栗野・横川・牧園町地域は反復してみられる。また輝北町は既に述べた通り、歴史的の特異点の性質を持つ。その他、昭和29年町村合併促進法において合併に反対した町村が目立つ。

このように、市郡区域を越境する地域にさえも歴史的なしがらみが潜在的に存在するのではないかと思われる。逆に歴史的な関係が見られない地域においては、今日的な指標が圏域設定に関与していると推測される。

9. まとめ

以上より、施設圏域設定に行政区画の枠組みが強く関与していることがわかった。またその構造については歴史的なしがらみとその根底に存在し、今日においても圏域設定に影響を及ぼすものであるといえる。

今後はさらに行政区画の歴史的変遷による視点と今日的な指標をかみ合わせた多角的な分析によって、地域施設計画における圏域設定のための知見を導き出す必要がある。